

埼玉県教育委員会職員等からの公益通報の状況等について

令和6年5月

「埼玉県教育委員会職員からの公益通報処理規程」(平成18年4月1日施行)に基づく、令和5年度の職員等からの公益通報の状況等は以下のとおりでした。

1 公益通報の状況

通 報 窓 口	通報件数	左の通報件数のうち	
		受理件数	不受理件数
内部窓口 (総務課・県立学校人事課)	1	1	0
指定通報窓口 (弁護士)	0	0	0
合 計	1	1	0

2 公益通報（受理案件）の概要

受付日時等	通報の概要	調査結果・改善措置等の概要
1. 受理日 令和5年6月19日 2. 調査開始日 令和5年7月10日 3. 結果通知日 令和6年3月26日	臨時的任用教員として任用された際、事前に勤務条件の提示が行われなかった。任用前に行われた業務説明に対して賃金が支払われていない。 (労働基準法第15条、 第24条関係)	○調査結果等 調査の結果、労働基準法第15条及び第24条に抵触する通報対象事実は確認できなかった。 ○改善措置等 なし。